

飼ってる鳥を 迷してしまったら



迷子の鳥を 保護したら

野鳥は
対象外

警察署で **遺失物届** の
手続きをお願いします

遺失物届

届出をして終わりに
せずに、定期的に
該当する鳥さんがい
ないか問い合わせを
してみましょう。

迷子の飼い鳥は
拾得物として扱われています

警察に届出を 出しましょう!

最寄りの警察署だけでなく近隣他県の
警察署へも届出をして下さい。

※県同士はデータベースの
連携をしていません

警察署で **拾得物届** の
手続きをお願いします

拾得物届

毎日どこかの飼い主
さんが必死に我が子
を探しています。
家族の元へ戻るため、
ご協力をお願いします。

?
? その他に
できることは?

インターネットでの 情報拡散

掲示板やtwitter、FacebookなどのSNSを
使用して鳥を探している / 保護していること
を発信しましょう

※飼い鳥ではなく、弱っている野鳥を発見した場合は捕まえずに各都道府県の
環境局などに連絡をしましょう。野鳥を捕まえることは法律で禁止されています。

TSUBASAではSNSを通じて、 捜索に協力いたします。

全国の鳥好きの方と繋がっているSNSを
利用して情報拡散のお手伝いをしております。
お電話またはメールにてご相談下さい

048-480-6077 / tsubasa0615@gmail.com

